

官報

号外 昭和四十年十月二十一日

第五十回 衆議院會議録 第七号

昭和四十年十月二十一日(木曜日)

議事日程 第七号

昭和四十年十月二十一日
午後二時開議

一 日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めめるの件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出)、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する法律案(内閣提出)及び日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出)の趣旨説明

○日本の会議に付した案件

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めめるの件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出)、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措

置に関する法律案(内閣提出)及び日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

午後二時六分開議
○議長(船田中君) これより会議を開きます。

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めめるの件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出)、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出)及び日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(船田中君) 議院運営委員会の決定により、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めめるの件、内閣提出、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条1の漁業に関する水域の設定に関する法律案、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案、及び日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案の趣旨の説明を順次求めます。外務大臣権名悦三郎君。

〔国務大臣権名悦三郎君登壇〕

○国務大臣(権名悦三郎君) 去る六月二十二日に東京において署名いたしました日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めめるの件並びに財産権及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案に関し、

趣旨の御説明をいたします。

わが国と近隣関係にある韓国との諸問題を解決して、両国及び両国民間に安定した友好関係を樹立することは、平和条約によってわが国が国際社会に復帰して以来のわが国の重要な外交上の課題でありまして、政府は、韓国との国交を正常化するにあたり、諸懸案を一括して解決するとの基本方針に従って、十四年の長きにわたり困難な交渉を重ねてまいりました。その結果、先般よりや

く、基本関係、漁業、請求権及び経済協力、在日韓国人の法的地位及び待遇、文化財及び文化協力、並びに紛争解決のおのおのについての条約とそれに関連する諸文書について、韓国政府との間で完全な合意に達し、去る六月二十二日に東京において署名の運びとなった次第であります。いま、これらの諸条約についてそのおもな点を御説明申し上げます。

第一に、基本関係に関する条約は、善隣関係及び主権平等の原則に基づいて、両国間に正常な国交関係を樹立することを目的とするものであります。したがって、この条約は、両国間に外交関係及び領事関係が開設されることを定め、併合条約及びそれ以前のすべての条約はもはや無効であること、及び韓国政府が国際連合第三総会の決議第九十五号に明らかに示されているとおりの朝鮮にある唯一の合法的な政府であることを確認し、両国間の関係において国際連合憲章の原則を指針とすること等、両国間の国交を正常化するにあたっての基本的な事項について規定しております。

第二に、漁業に関する協定は、漁業資源の最大の持続的生産性の維持及び保存並びに合理的発展をはかり、両国間の漁業紛争の原因を除去して相互に協力することを目的とするものであります。この協定は、公海自由の原則を確認することともに、それぞれの国が漁業水域を設定する権利を有することを認め、その外側における取り締まり及び裁判管轄権は漁船の属する国のみが行なうこ

と、共同規制水域を設定して暫定的共同規制措置をとることを定める等、両国間の漁業関係について規定しております。

第三に、財産及び請求権の解決並びに経済協力に関する協定は、両国間の財産、請求権問題を解決し、並びに両国間の経済協力を増進することを目的とするものであります。この協定は、両国及びその国民の財産、権利及び利益並びにその国民の請求権に関する問題を完全かつ最終的に解決することを定めるとともに、韓国に対する三億ドル相当の生産物及び役務の無償供与並びに二億ドルまでの海外経済協力基金による円借款の供与による経済協力について規定しております。

第四に、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する協定は、わが国の社会と特別な関係を持つ大韓民国国民に対して日本国の社会秩序のもとで安定した生活を営むことができるようにすることによって、両国間及び両国民間の友好関係の増進に寄与することを目的とするものであります。この協定は、これらの韓国人及びその一定の直系卑属に対し、申請に基づく永住許可を付与すること、並びにそれらの者に対する退去強制事由及び教育、生活保護、国民健康保険等の待遇について規定しております。

第五に、文化財及び文化協力に関する協定は、文化面における両国の学術及び文化の発展並びに研究に寄与することを目的とするものであります。また、一定の文化財を韓国政府に引き渡すこと等を規定しております。

第六に、紛争の解決に関する交換公文は、両国間のすべての紛争を、別段の合意がある場合を除くほか、外交上の経路を通じて解決すること、及びそれができなかつた場合には、調停によつて解決をはかるものとするを定めております。

以上を通観いたしますに、すでに累次の国会の本会議及び委員会における質疑等を通じて説明申し上げてまいりましたとおり、これらの諸条約によつて、長年にわたつて両国間の国交正常化の妨

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めた件外一件についての権名外務大臣の御説明、日本国に居住する大韓民国国民の法的地位に関する協定の実施に伴う同協定第一条上の漁業に関する水域の設定に関する法律案についての石井法務大臣の御説明、日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案についての石井法務大臣の御説明

げとなつておりましたこれらの諸問題が一括解決されることとなり、こうして、両国間に久しく待望されていた隣国同士の善隣関係が主権平等の原則に基づいて樹立されることとなるわけであり、これらの諸条約の基礎の上に立つて両国民の友好関係が増進され、単に両国及び両国民の利益となるのみならず、さらに、アジアにおける平和と繁栄とに寄与するところ少なからざるものと信ずる次第であります。

次に、大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案について趣旨の御説明をいたします。さきに御説明いたしました財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する協定は、その第二条において、日韓両国間の財産及び請求権に関する問題が完全かつ最終的に解決されることになったことを確認し、日本国にある韓国及び韓国民の財産権に対しとられる措置に関しては、韓国はいかなる主張もできないものとする旨を規定しております。この規定上、これらの財産権について具体的にいかなる国内的措置をとるかはお国の決定するところゆだねられており、したがって、この協定が発効することに伴つてこれらの財産権に対してとるべき措置を定めることが必要となりますので、この法律案を作成した次第であります。

この法律案は、三項及び附則からなつており、その内容は、協定第二条に該当する財産、権利及び利益について規定するものであります。まず、第一項においては、韓国及び韓国民の日本国及び日本国民に対する債権及び日本国または日本国民の所有する物または債権を目的とする担保権を消滅せしめることについて規定しております。第二項においては、日本国または日本国民が保管する韓国及び韓国民の物についてその帰属を定め、第三項においては、証券に化体された権利であつて第一項及び第二項の適用を受けないものについて、韓国及び韓国民はその権利に基づく主張をすることができない旨を規定しております。

なお、附則におきまして、この法律案の施行の日を協定発効の日としております。以上が、日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めた件、並びに大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(船田中君) 農林大臣坂田英一君。
〔国務大臣坂田英一君登壇〕
○国務大臣(坂田英一君) 日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条の漁業に関する水域の設定に関する法律案について、その趣旨を御説明いたします。

まず、提案理由について申し上げます。日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定第一条におきまして、日韓両国は、自国の沿岸から十二海里以内の水域を、自国が漁業に關し排他的管轄権を行使する水域、すなわち漁業に關する水域として設定する権利を相互に認めるとしております。このことに伴い、わが国においても、沿岸漁業の保護をはかるため、必要に応じかかる漁業に關する水域を設定し、当該水域においてわが国が行使する排他的管轄権に關し、大韓民国及びその国民に対する法令の適用を明らかにする必要があるものであります。これが、この法律案を提案いたしました理由であります。

次に、この法律案の内容を御説明申し上げます。第一は、協定第一条の漁業に關する水域を政令で定めることとする規定であります。なお、この漁業に關する水域は、その設定の目的及び趣旨等からして最小必要限度にとどめるべきものであります。大韓民国漁船の裝備の向上等に伴つて、今後わが国沿岸における大韓民国漁業とわが国沿岸漁業との交錯を生ずることが多くなることも考えられ、これら情勢の変化に応じて漁業に關する水域を設定するため、政令で定めることとした次第であります。

第二は、漁業に關する水域において大韓民国及びその国民が行なう漁業に關しては、わが国の法令を適用することとする規定であります。これにより、具体的に適用される主要な法律は漁業法であります。同法及びその委任命令により大韓民国及びその国民の行なう漁業が規制されるほか、これらの規定に違反した大韓民国国民については、罰則が課せられることとなるのであります。

以上が、日本国と大韓民国との間の漁業に關する協定の実施に伴う同協定第一条の漁業に關する水域の設定に関する法律案の趣旨でございます。(拍手)

○議長(船田中君) 法務大臣石井光次郎君。
〔国務大臣石井光次郎君登壇〕
○国務大臣(石井光次郎君) 日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案について、その趣旨を説明いたします。

日韓両国の友好関係を増進するためには、永年にわたりわが国に居住している大韓民国国民に、わが社会秩序のもとで安定した生活を営むことができるようにする必要があると見做す。この観点から、日韓協定の一つとして日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に關する日本国と大韓民国との間の協定が締結されたのであります。

この法律案は、右の協定を誠実に履行するために必要となる永住許可、退去強制等について出入国管理令の特別規定を設けようとするものであります。本文九条及び附則からなつております。

以下、この法律案の内容の概要を申し上げます。第一点は、大韓民国国民であつて、終戦前から引き続き日本に居住している者及びその直系卑属として一定期間内に日本で出生し、引き続き居住している者のほか、永住を許可されているこれら

の者の子として日本で生まれた者は、その申請により、法務大臣の許可を受けて本邦で永住することができるとしたことであります。法務大臣は、一般外国人の在留管理に当たっており、これを主権大臣としたのであります。

第二点は、永住許可の申請、その審査及び許可について手続規定を設けたこととあります。すなわち、申請者の便宜をはかり、申請手続の窓口事務は居住地の市町村の事務所において行なうべきものとしたのであります。法務大臣が審査を行なうに必要なる事実調査は入国審査官または入国警備官をして行なわせるものとしたこととあります。

第三点は、永住許可を受けている者に対する国外退去強制事由について、一般外国人に対するよりも著しく制限を加えたこととあります。すなわち、永住許可を受けている者に対しては、内乱、外患、外交に關する罪や麻薬関係犯罪等の特定の罪によって罰せられた場合のほか、七年をこえる重い刑に処せられた場合等に限り、退去強制の手続をとり得るものとされているのであります。

第四点は、虚偽の申請をして永住許可を受けた者や威力を用いて永住許可の申請を妨げた者に対する罰則を設けたこととあります。適正、迅速かつ自由な申請手続を保障しようとする趣旨に出たものでございませぬ。

以上が、この法律案の趣旨でございます。

(拍手)

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるとの件、日本国と大韓民国との間の漁業に関する協定の実施に伴う同協定第一条の漁業に関する水域の設定に関する法律案(内閣提出)、財産及び請求権に関する問題の解決並びに経済協力に関する日本国と大韓民国

昭和四十年十月二十一日 衆議院会議録第七号

との間の協定第二条の実施に伴う大韓民国等の財産権に対する措置に関する法律案(内閣提出)及び日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の実施に伴う出入国管理特別法案(内閣提出)の趣旨説明に対する質疑

○議長(船田中君) ただいまの趣旨の説明に対して質疑の通告があります。これを許します。井手以誠君。

〔井手以誠君登壇〕
○井手以誠君 私、日本社会党を代表いたしまして、日韓条約の重要な問題点について、佐藤総理の所信をただし、あわせてわが党の立場を明らかにいたしたいと存じます。(拍手)

質問の第一は、領土管轄権と国連憲章の關係であります。
基本条約は、韓国の地位について、一九四八年の国連総会議決第九十五号(Ⅲ)を援用されております。そもそも朝鮮問題の発端は、朝鮮民族の独立を約束した一九四三年のカイロ宣言にあり、これを引き継いだポツダム宣言を日本が無条件に受諾したこととあります。御承知のとおり、民族自決は国連憲章の大原則であります。その第一条に、民族の自決と自決、第二条は、内政不干渉を宣言いたしておるのであります。さらに、第七百七条は、第二次大戦の戦後処理について、国連は関与できないことを明記いたしておるのであります。以上明らかなように、当然、朝鮮の管轄については、朝鮮民族のみならず、朝鮮民族だけがきめる権利を持つておるのであります。しかも、朝鮮代表が参加していない十七年前の古い国連決議をもって、朝鮮の領土の分割をしようと、片方の管轄範囲をきめたりすることは、たとえ国連といえ、また、いかなる国も許されぬこととあります。(拍手)したが、基本条約に国連決議を援用したことは、国連尊重を力説する佐藤内閣みずから国連憲章に違反するものといわねばならぬのであります。(拍手)

質問の第二は、北朝鮮との關係であります。政府は、ただいま、北朝鮮との關係は一切白紙であると説明されました。今日、休戦ラインの北に朝鮮民主主義人民共和国政府が北朝鮮を有効に支配していることは、敵たる事実であります。この北朝鮮とわが国が、好むと好まざるにかかわらず、貿易や帰還問題などの關係を持つことは必然であります。一方、全朝鮮を領土とした憲法を持つている韓国政府が、この条約で日本が今後北朝鮮と外交關係を持つことを阻止することができたと公言しておることは周知のとおりであります。この韓国政府と北朝鮮政府は、不幸にして敵對關係にあります。したがって、わが国が、武力北進、武力で全朝鮮を統一することを国是とする韓国政府と基本關係を結ばば、当然の反応としてわが国は北朝鮮と對立關係に立たざるを得ません。ここに基本条約の軍事的性格があるのであります。(拍手)また、逆に、わが国が北朝鮮と何らかの接觸をはかろうとすれば、必ず韓国政府からの反発と抗議を招くのであります。現に国際電氣標準會議の経過を見ても明らかであります。

そこで、お伺いをいたします。今後、北朝鮮とは對立關係に立ち、一切の接觸も持たないお考えなのか。それとも、朴政権の不当な横やりは退け、実務的接觸を進められるお考えなのか。總理は、先日、どこの國とも仲よくすると宣言されました。ケース・バイ・ケースは独立國の外交には不見識であります。いずれの道をとられるか、明確にお答え願いたいのであります。(拍手)

質問の第三は、請求権、経済協力の問題であります。端的にお伺いをいたします。政府は、従来、請求権は法的根拠のあるものに限ると公約してききました。この筋を通した解決方法を、何ゆえに経済協力を切りかえられたのか。このことは、平和条約第四条に反しはしないのか。また、経済協力五條ドルの根拠と性格は何であるか。この協定によっ

て放棄される日韓双方の引き揚げ者の財産請求権は固有の權利であつて、法律上の疑義を残してはならないのであります。その解決策を承りたい。この請求権は、わが国三十六年間にわたる朝鮮統治の評価と深い關係があるのであります。も、基本条約に調印した高杉首席代表の発言のようであれば、五億ドルのつかみ金を出す必要はございません。また、植民地支配の反省があるならば、当然正当な償いをしなくてはならぬのであります。平和条約第四条は、南北全朝鮮に關する請求権であります。總理は、北朝鮮の請求権をどう扱うつもりか、基本的な方針を明らかにされたいのであります。(拍手)

申すまでもなく、この経済協力は、日本国民の金によつて支払われるものでありますから、韓国民衆のため真に生かされねばなりません。いやしくもアメリカ援助の二の舞いを演じたり、利権化されては断じてなりません。相手が汚職に包まれている朴政権であり、日本の独占資本が経済侵略を非難されているだけに、あえて申し上げます。経済協力の実施に疑念を招かない万全の用意があるのか、總理の所信を承りたいのであります。(拍手)

質問の第四は、漁業協定であります。漁業協定最大の眼目は、李ラインの撤廃であります。韓国側は、不法きわまる李ラインの存続を言明しております以上、国防上、大陸的な保護上の理由から、いつ国内法を發動するか、不安は依然として去りません。国内法を条約と同格に扱う韓国に対し、何ゆえ撤廢の確約を得られなかつたのか。協定期間後また韓国側に主權を握られ、李ライン復活のおそれはないか、承りたいのであります。

わが国の海洋政策は、国際海洋法會議で明らかにされておるはずであります。それが、この漁業協定によつて無原則に、とほりもなくゆがめられました。今後、国際漁業に重大な影響を及ぼすものといわねばならぬのであります。特に、第一、

日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定の締結に伴う出入国管理特別法案についての石井法務大臣の趣旨説明
日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めるとの件、三件の趣旨説明に対する井手以誠君の質疑

領海をきめなかつたことは重大な失態ではないか。漁業専管水域十二海里全域に領海と同じ主権が及ぶおそれがございませぬ。第二、韓国沿岸から四十海里以上も離れた済州島及び黒山島をなぜ独立の島として取り扱わなかつたのか。妥協にも限界があるのであります。第三、済州島と本土間の広大な蒸線内水域は領海となるのか。合意議事録に書いてある無害通航権とは、海洋法会議において領海内と規定してあるではございませぬか。第四、韓国の漁業専管水域において、国際慣行として認められている十一年の入漁権をなぜ放棄したか、理由を承りたいのであります。

共同規制は、資源の保護から資源の折半に変わりました。しかも、わが国だけ一方的に規制されることは、重大な後退といわねばなりません。特に指摘したいのは、わが国細漁民の打撃であります。すなわち、済州島周辺における大資本の漁場確保と引きかえに、対馬・釜山間の一本釣り漁場が大幅に狭められ、三千隻の零細漁船は千七百隻に減らされるのであります。零細漁民こそ最大の犠牲者といわねばなりません。(拍手)政府の補償と救済対策、あわせて拿捕漁船の補償を承りたいのであります。

質問の第五は、竹島の帰属であります。竹島問題は領土主権に関するものであります。この竹島を含む一括解決が日韓交渉の基本方針であったことは、よもやお忘れではありません。およそ国交回復にあたり、領土主権に関するものは重要なものではないのであります。総理は、先日、紛争は条文によって解決すると言明されました。竹島のタの字も入っていない交換公文で解決の条文と自信がありますならば承りたいのであります。

ここで私が特に指摘したいのは、この紛争解決を調停にしたことであります。漁業協定と請求権に関する協定には、仲裁委員会を設けて日韓兩國を拘束することにいたしましたしております。しかるに、この交換公文には、拘束力のない調停しか規定

定いたしてないのであります。何ゆえに領土問題をわざわざ弱い調停にしたのか、不可解にたえません。これでは竹島を放棄したも同然であるといわねばならぬのであります。(拍手)

質問の第六は、法的地位の問題であります。この協定で定められた各種の待遇を受ける者は韓国民に限られ、朝鮮の籍の者は全く受けられません。また、これに関連して、政府は、朝鮮籍から韓国籍への切りかえを促進し、韓国籍から朝鮮籍への移動を認めない方針であります。これこそ三十八度線の対立を日本国内に持ち込み、移転、居住の自由、国籍選択の自由をうたつた世界人権宣言をじゅうりんする態度といわねばならぬのであります。(拍手)政府は、即刻国籍選択を自由に一切の差別をやむべきであります。人道主義の立場から総理の所信をお伺いしたいのであります。

最後に、私は、朝鮮問題についてわが党の立場を明らかにいたします。

わが国がカイロ宣言及びポツダム宣言を無条件で受諾した以上、当然朝鮮民族の独立を承認しなければなりません。その場合、朝鮮民族がいかなる政府をつくるかは、朝鮮民族がみずからきめる問題であります。

およそ一つの民族は一つの国家を持つのが国際法の原理、原則であります。不幸にも、朝鮮には二つの政府が現に存在しております。これを一民族一国家一政府の状態に到達させるには、朝鮮民族の努力にまかせ、他の国はこれに干渉すべきではありません。(拍手)国連もまた関与する権限はないのであります。日本は、中国問題の轍を踏んではならないのであります。アメリカが国連軍の名のもとに南朝鮮に置いてある軍隊を撤退すれば、北朝鮮には中ソの軍隊は一兵もないのでありますから、南北朝鮮の自主的統一は自然に達成されるのであります。こうしてできた朝鮮の統一政府とわが国は正式に国交を樹立し、その際、三十六年間の植民地統治に正当な償いをなすべき

であります。しかし、南北に二つの政府がある現状においては、南北の両政府とそれぞれ折衝し、経済、文化の交流を積極的かつ公平に行なうべきであります。現に、インドやビルマは南北朝鮮の両方と領事関係を結んでおるのであります。日本にこれができないはずはございませぬ。こうした両政府との接触、または三者協議の中に、経済協力、技術提携、漁業協定、文化財返還などの問題は処理できるはずであります。

南北統一は朝鮮民族の悲願であります。南の一方とだけ国交を結んで、北との対立に油を注いではなりません。統一できるような情勢をつくつてやることこそ隣国のつとめであり、植民地統治を償う人の道であります。わが党は、これこそアジアの平和と友好の道であると信ずるものであります。(拍手)

佐藤総理、この日韓条約に軍事的背景を否定なさるなら、その証拠として吉田・アチソン交換公文を破棄すべきであります。軍事協力を言明する米韓当局に抗議すべきであります。そうして三矢計画とその関係者を処分すべきであります。その勇気があれば最後に承って、私の質問を終わる次第であります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤作君登壇〕
○内閣総理大臣(佐藤作君) お答えいたします。

領土管轄権についてのお尋ねであります。これはすでにたびたびお答えいたしました。御承知のように、私も、国連の決議、これを尊重いたしましたしております。ただいま、国連自身が国連憲章違反だと、かように仰せられました。御承知のよう、この国連の決議はその後毎年確認されておりますので、これは国連憲章違反とは思いません。私も、国連を尊重する、そういう立場でございますので、この決議を引用することには、これは当然といわなければならぬ、かように御了承いただきます。(拍手)

また、第二の問題といたしまして、北鮮との関係についてのお尋ねでございます。北鮮との関係は、これもお答えいたしましたように、今回の条約は触れておらない、また、在来の取り扱ひ方を変えない、こういうことを申し上げました。また、北鮮との関係においてはケース・パイ・ケースでこれをきめていきますというお話をいたしておりますので、重ねては申し上げません。ただ、お話をうちに武力北進ということばをお使いになりましたが、私は、武力北進ということばは最近聞かないように思っています。これはだいたい前にそんな話があったようですが、こういうことは聞かない。むしろ、今日聞いておりますのは、北鮮自身が、共産主義による南北の統一、こういうことをはつきり言っている。この点のほうが、これは最近の話でございますから、御記憶を訂正されるほうがいいかと思っております。(拍手)

次に、請求権と経済協力の問題であります。請求権の問題につきましては、御指摘のように、私も、法的根拠のあるもの、また事実関係で説明のできるもの、こういうことで日韓間でいろいろ交渉いたしました。しかし、何ぶんにも古いことになったり、あるいはその後朝鮮事変があったりして、事実関係などもなかなか説明しにくいというところで、この請求権の問題の解決できなかつたことは、御承知のとおりであります。そこで、今度は、請求権の問題でなしに、兩國の関係を正確に認識していく、そういう点から、経済的に自立のできるように、またそういう意味のわが国の協力が望ましいだろう、しかし、その経済協力をすることによっていわゆる請求権の問題を完全に解決する、こういうことでこの経済協力が変わったこと、この点は御承知のことだと私は思っています。私は、ただいま申し上げるよう、いつまでも話がまとまらないからといって日韓間の状態を正常化しないということとはまことに残念である、そういう意味で、兩國が経済協力という形でこの問題を解決するということになったので

あります。(拍手)したが、これは平和条約第四条にはもちろん違反ではございません。

また、経済協力の金額が無償三億、有償二億、こういふ五億ドルはどこから出たかというお話でございませぬが、これは、韓国の経済建設に対するわが国の熱意と、またわが国の負担と、こういふ両点からいろいろ折衝いたしまして、最終的にこの五億ドルというものにきまつたのであります。

また、この際に、個人の財産、請求権の問題を法律上残さぬようにというお話がございませぬ。御指摘のとおり、これも大事な問題でありますので、私どもは、今回の条約、協定締結によりまして何ら残さぬように、かように思っております。

また、これで、いわゆる補償の問題なども、憲法との関係においては関係を生じない、私はさよらな結論を持つておるのでございませぬ。ただ、拿捕漁船あるいは乗り組み船員等に対しましては、いわゆる憲法上の問題ではございませぬが、わが国の国民のまことに気の毒な状況に対しまして、私どもが適当な救済措置をとること、これは当然である、かように考えまして、ただいま種々検討しておる最中ではございませぬ。

次に、北鮮の請求権の問題についてお触れになりました。これは、先ほど申しますように、今回の問題は北鮮には何ら触れておらない、かような状態ではございませぬ、この点も今回の条約・協定で北鮮との請求権の問題には触れておりませぬ。そこで、請求権の問題を解決する意思ありやいなやということではございませぬ、ただいま交渉するような考えは持つておりませぬ。

また、経済協力が利権化してはならないというお話でございませぬ。これはそのとおりであります。また、疑惑を生じていけない、かように私も思っています。いろいろ経済侵略だとか、こういふような疑念を持たれるのでありますから、さういふことのないように、ことに、相手の国におきまして、資金管理委員会を設けて、与野党の諸

昭和四十年十月二十一日 衆議院会議録第七号

君がこの管理委員会で経済協力の使い方をいろいろ審議するものであります。また、調達庁による一般競争入札、それらもはつきりいたしておるようでありませぬ。また、わが国におきまして、この実施計画についての合意、あるいは契約の認証等につきまして、これはわが国の経済関係、産業人も、さような処置をとる予定でございませぬ。したがって、ただいま経済協力についてのいろいろの御心配がございませぬが、私、さういふこともなしに、円滑に経済の発展に役立つように使われるものだ、かように確信いたしております。

次に、漁業協定についてのお尋ねであります。これも、たびたび李ラインについてお答えをいたしましたので、省略をいたしたのであります。が、ただ、この機会にはつきりまた申し上げておきたいのは、李ラインがどうあろうと、韓国側でどう説明しようとして、漁業に関する限り、漁業上の安全操業はできるのだ、これだけははつきり申し上げまして、漁民の不安も一掃したいし、国民にも、李ラインの論争に巻き込まれないように御注意を願いたいと思っております。(拍手)

また、この問題は、協定後においていわゆる六年たつたらまた問題が起こるのじゃないか、また韓国側にリードされることになるのじゃないか、かような御心配を述べられました。私は、この期限経過後、両国間におきましての親善友好関係、これは今日のような状態ではないと思っております。ただし、わが国の心配するところは、これはい

わゆる杞憂ではないか、かように私は思っております。次に、領海の幅をなぜ取りきめなかつたかというお尋ねであります。御承知のように、漁業に関する取りきめでありますので、漁業水域、それにつきましては十分規定を設けましたけれども、いわゆる領海の幅というようなことについては、これは必要がない、こういふ意味でこれをきめなかつたのであります。御承知のように、領海、それから領海の外の公海、こういふことになってお

りませぬが、この領海、公海、そのものを接続しておるその関係におきまして、漁業水域という特殊な水域を考え、そして沿岸国の排他的な管轄権を認めておる、こういふことではございませぬ、これはいわゆる領海からくる当然の排他的な権利とは違ふのであります。その点を御理解お願ひしたいと思います。

濟州島、黒山島の付近が、これは四十海里以上、この辺の基礎の引き方についてはどうも理論に合わない、納得がいかないという御指摘であります。これは確かにさういふ非難を受けるようになっております。これは、両者の間においてむづかしい折衝をいたしました結果、いわゆる合意を残さないという、こういふ意味で、いわゆる合意に達した、いわゆる両者の歩み寄りの話し合いでございませぬ。かように御了承いただきたいのであります。(拍手)

合意交渉による無害通航の問題についてもお触れになりました。ことばが法律的なことばでございませぬが、私の理解するところでは、先ほど申しましたように、漁業水域は領海とは違ふ。漁業に關して沿岸国の排他的な管轄権を認めるので、領海及び漁業水域の無害通航の権利を含む権利を合意交渉で確認したというものが、いわゆる無害通航の問題であります。これはいわゆる国際法上の問題としてでなくて、これはここで確認したことが適当だつた。かように私は思っております。

入漁権を放棄した理由、これも先ほど申しましたように、基礎の問題とこれが関係するのであります。私どもは交渉の途中においてこのアウターシックスの問題を強く主張いたしましたけれども、韓国側はこれに対して反対した。両者におきましてがまんのできる範囲で今回の漁業協定はいたしましたのであります。今回私どもが特に必要だと強く主張いたしましたのは、李ラインの実質的な廃止と操業実態の尊重、こういふ二つの点に重点を置いて話をいたしましたのであります。ただいま

のアウトシックスの問題は、もちろんこれは重大な問題であります。日韓間におきましては暫定的にかような処置をとつた、かように御了承いただきたいと思っております。

次に、共同規制についてのお尋ねであります。零細漁民の救済をどうするかという問題であります。これも、今回の日韓間の交渉におきましては、漁業の資源についての十分の調査ができておりませぬ。したがって、この資源についての調査が完了するまでは、現状においての数量を制限するというのがやむを得ない状態だ。しかし、この制限は一方的に日本だけが受けるのではなく、もちろんございませぬ。日韓双方がこの規制を受けるという状態ではございませぬ、日本だけが受けた、かようにお考えになることは、これはひがみのように思ひますし、さういふことはございませぬ。

また、この措置をとりませぬ場合に、沿岸漁業の実態、これを基礎に置いておられます。したがって、沿岸漁業の零細漁民の実態、操業の実態というものは私どもは十分考慮して、さうしてこれをきめたのであります。ただいまのお話のように補償の問題はもちろん起きておらない、かように思ひます。実態をそこなうものではないということを重ねて申し上げておきます。

また、この問題が他の地域との交換で、対馬・釜山間の漁民は非常に損をしたのだ、かようなお話であります。さういふ交換をした事実というようなことはありませぬ。いわゆる取引をしたことにはありませぬ。大企業のために零細漁民が非常な不利益をこうむつた、これまた事実をいふものでありますので、これは訂正をしていただきたいと思ひます。

第五に、竹島の問題であります。私どもは、いままで、一括解決、何事も全部を一括解決、かような方向で進んでまいりました。しかしながら、残念ながら竹島の問題は解決することができなかった。これは御指摘のとおり、私どもも、いま

日本国と大韓民国との間の基本関係に関する条約等の締結について承認を求めの件外三件の趣旨説明に対する井手以誠君の質疑

次第ではないのであります。それだけの準備と用意をしてやりましたのでありますから、朝鮮へこの際韓国から切りかえたいことは、そう簡単にはできるものではないということ、原則としては、これを認めないという方針をいましておるのであります。(拍手)これは……(発言する者あり)ただいま説明の途中でございます。原則としてそういう方針をとっておりますので、これは私どももいたしまして、人道に違反するとも、また、これは、さっきお話をいたしました人権宣言にも違反することではなく、私どもはりっぱな道を通ってきたのだと、こういうふうに信じておるのでございます。(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇〕

○國務大臣(三木武夫君) 私に対しての御質問は、韓国に対する経済協力が経済侵略になるのではないか、あるいは利権化の疑いはないかという点でございますが、總理大臣からすでにお触れになりましたので申し上げることもないのであります。要は、経済協力が国民的な基礎で結びつかなければ日韓の友好関係は長続きしない、そういう点で、韓国側においてもいろいろと新しい機構、調達方法を考へておるようでございますし、われわれもまた、この実施計画を通じて相談にあずかる機会がありますから、韓国の国民的な発展をはかるように協力をいたしたいと考へておる次第でございます。(拍手)

○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時十四分散会

出席國務大臣

内閣總理大臣 佐藤 榮作君
法務大臣 石井光次郎君

出席政府委員

外務大臣 椎名悦三郎君
大蔵大臣 福田 赳夫君
文部大臣 中村 梅吉君
厚生大臣 鈴木 善幸君
農林大臣 坂田 英一君
通商産業大臣 三木 武夫君
國務大臣 安井 謙君

内閣法制局長官 高辻 正巳君
法務省入國管理局長 八木 正男君

○朗読を省略した議長の報告

(要求書受領)

一、去る十九日、内閣から、商品取引所審議会会長に石黒武重君を、同委員に上林正矩君、近藤止文君、深見義一君及び森長英君を任命したので、商品取引所法第百三十九条第二項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

一、去る十九日、内閣から、電波監理審議会委員に澁澤秀雄君を任命したので、電波法第九十九条の三第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

(議決通知)

一、去る十九日、本院は商品取引所審議会会長に石黒武重君を、同委員に上林正矩君、近藤止文君、深見義一君及び森長英君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

一、去る十九日、本院は電波監理審議会委員に澁澤秀雄君を任命することに同意した旨内閣に通知した。

(常任委員辞任)

一、去る十九日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

高瀬 傳君

(常任委員補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

員の補欠を指名した。

内閣委員

小笠 公韶君

(特別委員辞任)

一、去る十九日、議長において、次の特別委員の辞任を許可した。

災害対策特別委員

吉村 吉雄君

(特別委員補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次の通り特別委員の補欠を指名した。

災害対策特別委員

島口重次郎君

(特別委員選任)

一、昨二十日、議長において、次の通り特別委員を指名した。

日本国と大韓民国との間の条約及び協定等に関する特別委員

愛知 揆一君

逢澤 寛君

荒木萬壽夫君

赤澤 正道君

安藤 覺君

荒松清十郎君

宇野 宗佑君

井原 岸高君

大平 正芳君

江崎 真澄君

木村 武雄君

金子 岩三君

小坂善太郎君

鯨岡 兵輔君

田澤 吉郎君

園田 直君

田中 龍夫君

田中 榮一君

田村 良平君

中川 六助君

永田 亮一君

長谷川四郎君

濱野 清吾君

早川 崇君

福永 一臣君

藤枝 泉介君

本名 武君

増田甲子七君

三原 朝雄君

毛利 松平君

赤路 友藏君

石野 久男君

石橋 政嗣君

岡田 春夫君

小林 進君

辻原 弘市君

戸叶 里子君

中村 重光君

橋崎弥之助君

野原 覺君

穂積 七郎君

松井 誠君

松本 七郎君

山中 吾郎君

横路 節雄君

(質問書提出)

一、昨二十日、議員から提出した質問主意書は次の通りである。

地盤沈下防止に関する質問主意書(石田有全君提出)

横山 利秋君

春日 一幸君

玉置 一徳君

永末 英一君

衆議院会議録第五号中正誤

ハシ	段行	誤	自主
三	一末	自由	非常な
三	三	非常に	不可決
三	一末	不可決	正式
三	四五	正島	この
三	一末	その	

昭和四十年十月二十一日 衆議院會議録第七号

明治二十五年第三種郵便物認可
三月三十一日

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(配達料共)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地
大藏省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(一)